

**国民健康保険では  
海外での療養費も適用されます**

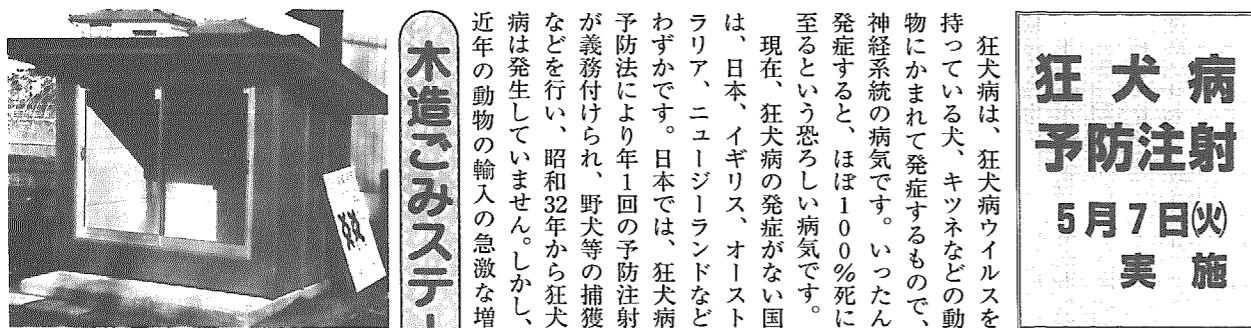
健康保険等においては、海外旅行中の療養に対し、療養費を支給する「海外療養費制度」が設けられています。海外旅行が一般化している中で、国民健康保険においても、旅行中の疾病等について保険が適用されるようになります。

具体的には、被保険者は海外で負傷した場合や疾病にかかった場合の費用について、帰国後、療養費支給申請を経て、役場の窓口で療養費として払い戻しを受けることになります。

海外療養費で支給される範囲は、健康保険等と同様、保険診療の範囲内での給付になり、日本で保険適用されていない臓器移植（心臓や肺など）や人工受精等の不妊治療、性転換手術等については、対象となりません。

なお、海外療養費の支給申請手続き

<b>医療保険の届出は 忘れないで 老人保健へ</b>	
本語の翻訳文	①療養支給申請書 ②診療の内容等がわかる医師の診療明細書・領収明細書等 ③これらの明細書等が外国語で作成されている場合には、日本語の翻訳文
なお、添付されていない場合は、基本的には療養費は支給できません。	は、帰国後に行い、国外への送金は行わないことになっています。



**木造ごみステーション等を寄贈**

藤山会館前のごみステーション1基と掲示板2基がこのほど、地元業者的好意により寄贈をして下さい。

また、1か月に1度、医療機関の窓口で、老人保健医療受給者証と一緒に保険証も必ず提示して申請手続きをする。

③払い戻しを受ける。

②帰国後、保険者（役場）に対する申請手続きをする。

なお、海外療養費の支給申請手続き

2月資源ゴミ収集実績	
空きびん	6.1 t
空き缶	4.7 t
古紙	30.6 t
ペットボトル (撲滅回収分)	0.5 t
合計	41.9 t

**廃棄物処理の手数料**

広報3月号の訂正のお知らせ

亀田焼却場に直接持ち込むごみの処理手数料が4月1日から3月号の6ページに掲載しました。その中の一部に、内容の誤りがありました。  
記事の中で「産業廃棄物手数料」とありましたが、正しくは、「事業系一般廃棄物手数料」でした。  
訂正してお詫びいたします。

国民健康保険・老人保健・ごみ処理・狂犬病予防注射の問い合わせは町民生活課へ

## 4月1日から老人保健法の規定に基づき、 高齢者の自己負担額が次のとおり改定されました

厚生労働省からのお知らせです。

### ●外来の場合

#### ①定額制の診療所（注）

改定前	改定後
<b>1日につき800円 → 1日につき850円</b>	

1か月に5日以上通院した場合は、その月の5日目以降の通院については、負担はありません。

（注）一部負担金を定額で徴収することを都道府県知事に届け出た診療所

#### ②病院および定率制の診療所

一部負担金は医療費の1割ですが、同一の医療機関での負担額が、1か月に以下の額に達したときは、その後の自己負担はありません。

	改定前	改定後
I 医療機関で院外処方せんを交付された方	3,000円	3,200円
大病院（ベッド数が200床以上ある病院）で受診された方は 5,000円 → 5,300円		

	改定前	改定後
II 医療機関で院外処方せんを交付された方	1,500円	1,600円
薬局で1,500円 → 1,600円 大病院（ベッド数が200床以上ある病院）で受診された方は それまで 2,500円 → 2,650円		

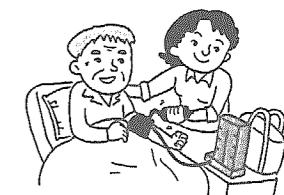
### ●老人保健の訪問看護を受けた場合

#### ①定額制の訪問介護ステーション（注）

改定前	改定後
<b>1日につき600円 → 1日につき640円</b>	

1か月に6日以上訪問介護を受けた場合は、その月の6日目以降の訪問介護については、基本利用料の負担はありません。

（注）訪問介護に要した費用を定額で徴収することを都道府県知事に届け出た訪問看護ステーション



#### ②定率制の訪問介護ステーション

一部負担金は老人保健の訪問看護に要する費用の1割ですが、同一の訪問看護ステーションでの基本利用料が、1か月に以下の額に達したときは、その後は基本利用料の負担はありません。

改定前	改定後
<b>1か月に3,000円 → 1か月に3,200円</b>	

詳しくは、広報よこごし4月号と一緒に配布したチラシをご覧下さい。

不明な点がありましたら、町民生活課 国民健康保険係へお気軽にお尋ね下さい。☎385-2111

4月14日(日)は町内クリーン作戦の日です。地域ごとに実施されますので、ご協力をお願いします。⑩